

# 令和8年度 諫早市新生活支援補助金

大草・伊木力・本野地域で

## 新生活

はじめる方を支援します！



最大

150万円

予算の上限に達した場合は、早期に申請受付を締め切る場合があります

### □ 対象地域

## 大草・伊木力・本野小学校区域

※本野小学校区域については  
令和9年度から対象外となる可能性があります。

学校名	区域
大草小	多良見町東園、西園、野副
伊木力小	多良見町元釜、野川内、山川内、舟津、佐瀬
本野小	本野町、富川町、湯野尾町、上大渡野町、下大渡野町、本明町の一部 ※



### □ 対象経費

#### 引越費用

引越業者または  
運送業者に  
支払った費用

+

#### 住居費用

住宅取得費  
リフォーム費  
住宅賃借費等

※支払期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日までに支払われたもの

申請  
期限

令和9年3月31日(水)まで

必ず事前  
にご相談ください

問合せ先

諫早市 移住定住推進課（本館7階）

諫早市東小路町7-1

TEL：0957-22-1500

E-mail：iju\_teiju@city.isahaya.nagasaki.jp

諫早市 新生活  
支援補助金

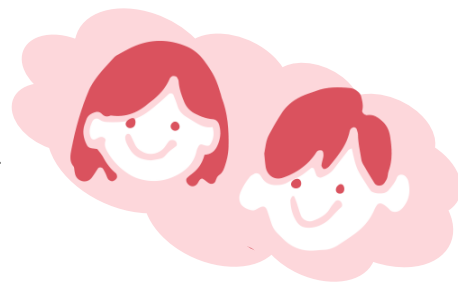


## □ 対象世帯

※①②いずれも指定地域へ5年以上の継続した居住が必要です。

### ① 夫婦世帯

夫婦の合計年齢が80歳以下かつ、夫婦双方または一方が転入前に1年以上指定地域外に居住しており、令和8年1月1日以降に新たに指定地域で生活を始める世帯



### ② 子育て世帯

小学生以下の子がいる世帯で、父母双方または一方が転入前に1年以上指定地域外に居住しており、令和8年1月1日以降に新たに指定地域で生活を始める世帯



※夫婦（父母）の双方が指定地域内に居住している場合は①②ともに**新婚世帯**に限り補助の対象となります

（新婚世帯 = 令和8年1月1日以降に婚姻届を提出し、受理された夫婦のこと）

## □ 補助上限額

① 夫婦世帯 100万円（市内から指定地域に転入の場合は50万円）

② 子育て世帯 150万円（市内から指定地域に転入の場合は75万円）

※夫婦（父母）の双方が指定地域内に居住している新婚世帯の場合は①②ともに50万円

※①のうち、夫婦双方の婚姻日における年齢が29歳以下かつ世帯の所得が500万円未満である新婚の夫婦世帯については、市内転居の場合は60万円（市外からの転入の場合120万円）。

②のうち、上記年齢・世帯所得を満たす新婚の子育て世帯については、指定地域内60万円。

## 補助上限額整理表

対象世帯		市外→指定地域	市内→指定地域	指定地域内在住
① 夫婦世帯		100万円	50万円	50万円 ※新婚世帯のみ
② 子育て世帯		150万円	75万円	
新婚世帯 ※夫婦ともに29歳以下かつ 世帯所得500万円未満	夫婦世帯	120万円	60万円	60万円
	子育て世帯	150万円	75万円	

# 必要書類

共通で必要となる書類		備考・入手先等
<input type="checkbox"/>	諫早市新生活支援補助金交付申請書（様式第1号）	様式は市ホームページに掲載
<input type="checkbox"/>	戸籍謄本	本籍地の市役所・役場
<input type="checkbox"/>	世帯全員の住民票（住民票謄本） ※マイナンバーの記載のないもの	本館1階 市民窓口課または各支所・出張所
<input type="checkbox"/>	夫婦双方の市税等の完納証明書	各年の1月1日時点の住所地で取得 諫早市の場合：3階債権管理課
<input type="checkbox"/>	住宅取得費、住宅賃借費、引越費用、リフォーム費に係る領収書等の写し	引き落としの場合は、通帳の写し等、支払いの確認できるもの
<input type="checkbox"/>	転出元の住民票の除票、戸籍の附票	転出元での在住期間を確認します
<b>♥ 新婚世帯の場合のみ提出 ♥</b>		
<input type="checkbox"/>	夫婦双方の所得証明書	令和8年1月1日時点の住所地で取得 諫早市の場合：3階市民税課
<input type="checkbox"/>	貸与型奨学金の返済額が分かる書類の写し (現に貸与型奨学金の返済を行っている場合に限る。)	奨学金返還証明書等の発行について、詳しくは返済先へご確認ください
<b>〈申請区分別〉</b>		
<input type="checkbox"/>	<b>住宅取得</b> 売買契約書または工事請負契約書のコピー	契約した不動産会社や工事請負業者等
<input type="checkbox"/>	<b>リフォーム</b> ※市内業者に 限ります リフォームに係る見積書または工事請負契約書等のコピー及び改修に要した経費の内訳が確認できる書類	
<input type="checkbox"/>	リフォーム工事前後の状況が確認できる位置図及び写真	
<input type="checkbox"/>	<b>住宅賃借</b> 賃貸借契約書のコピー	様式は市ホームページに掲載
<input type="checkbox"/>	住宅手当支給証明書（様式第2号） ※給与所得者全員分（住宅手当の支給がない場合も提出が必要）	

※引越前の自治体や就業先から取り寄せる書類があります。  
 ※対象とならない費用もありますので、申請の前に必ずご相談ください。  
 ※上記書類以外にも、別途書類を提出いただく場合があります。

新婚世帯の方には、申請にあたって

- ①動画の視聴
- ②アンケートの回答

をお願いしています。

お早目のご相談・所要額調書の提出をお願いします



新婚世帯とは…

令和8年1月1日以降に婚姻届けを提出し受理された夫婦のこと

※婚姻届の提出時のご年齢や世帯所得により、ご提出いただく書類が異なります。

# 令和8年度 諫早市新生活支援補助金

## 申請から補助金交付までの流れ

Step1

事前相談

申請予定の方は、対象者要件や必要書類の確認を行います。申請前に事前相談をお願いします。

Step2

所要額調書の提出

申請内容を事前に把握するための書類です。ご提出をお願いします。

Step3

必要書類の提出

**令和9年3月31日までに**、必要書類を諫早市移住定住推進課へ提出してください。

Step4

審査・交付決定

審査の結果を「諫早市新生活支援補助金交付決定通知書（様式第3号）」により通知します。

Step5

交付請求書の提出

通知書が届いたら、「請求書（様式第6号）」に必要事項を記入・押印し、移住定住推進課へ提出してください。

Step6

補助金振込み

請求書の内容を確認し、請求金額を申請者へ振り込みます。

## 補助金の返還について

補助金の支給を受けた方で、下記に該当した場合は、**一括での補助金の返還**が必要です。

○虚偽・不正な手段により補助金の交付を受けた場合

○申請時の住居から**5年以内に生活の本拠を異動した場合**

## ご注意ください 他の補助金との併給について

国や県の補助金を申し込まれている場合は、新生活支援補助金の対象外となる可能性があります。まずはお問い合わせください。



「申請できるか詳しく知りたい！」

「引っ越し先は対象地域？」など

お気軽にお問い合わせください。



問合せ先

諫早市 移住定住推進課（本館7階）

諫早市東小路町7-1 TEL：0957-22-1500

E-mail：iju\_teiju@city.isahaya.nagasaki.jp

